

事業名	浄化槽設置整備事業（国庫補助等）
事業内容 （目的・概要）	浄化槽の計画的な設置整備を促進するため、その設置者へ市町村が助成する事業に対して補助を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
事業主体	市町
採択要件	〔対象事業〕 1 浄化槽の整備を助成する事業 2 窒素又はリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽を助成する事業 3 窒素又はリン除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽を助成する事業 4 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽を助成する事業 5 高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽を助成する事業 6 窒素及びリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽を助成する事業 7 窒素及びリン除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽を助成する事業 8 BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽を助成する事業 9 BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽を助成する事業 10 既設浄化槽の改築を助成する事業 11 浄化槽整備効率化を助成する事業 〔対象地域〕 1 下水道法第4条第1項の認可又は第25条の23第1項の認可を受けた下水道事業計画区域外の地域であって、次の（1）から（7）のいずれかに該当する地域であること （1）湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域（広島県対象なし） （2）水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域 （3）水道水源の流域 （4）水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域 （5）水質汚濁の著しい都市内中小河川流域 （6）自然公園等で優れた自然環境を有する地域 （7）上記と同等以上に雑排水対策の必要な地域 2 下水道の整備が当分の間（7年間）見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域又は水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域 3 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備区域

補助率、融資額、その他の財源措置の内容

〔基準額〕

1 浄化槽

人槽区分	通常地域	豪雪地帯
5人槽	332,000円×基数	390,000円×基数
6～7人槽	414,000円×基数	474,000円×基数
8～10人槽	548,000円×基数	660,000円×基数
11～20人槽	939,000円×基数	1,002,000円×基数
21～30人槽	1,472,000円×基数	1,545,000円×基数
31～50人槽	2,037,000円×基数	2,129,000円×基数
51人槽	2,326,000円×基数	2,429,000円×基数

2 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽、変則浄化槽

人槽区分	通常地域	豪雪地帯
5人槽	360,000円×基数	408,000円×基数
6～7人槽	462,000円×基数	492,000円×基数
8～10人槽	585,000円×基数	684,000円×基数
11～20人槽	1,092,000円×基数	1,164,000円×基数
21～30人槽	1,860,000円×基数	1,953,000円×基数
31～50人槽	2,496,000円×基数	2,610,000円×基数
51人槽	2,850,000円×基数	2,979,000円×基数

3 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽、変則浄化槽

人槽区分	通常地域	豪雪地帯
5人槽	474,000円×基数	504,000円×基数
6～7人槽	615,000円×基数	654,000円×基数
8～10人槽	723,000円×基数	774,000円×基数

4 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽、変則浄化槽

人槽区分	通常地域	豪雪地帯
5人槽	528,000円×基数	558,000円×基数
6～7人槽	693,000円×基数	738,000円×基数
8～10人槽	963,000円×基数	1,029,000円×基数
11～20人槽	1,674,000円×基数	1,779,000円×基数
21～30人槽	2,811,000円×基数	2,952,000円×基数
31～50人槽	3,774,000円×基数	3,912,000円×基数
51人槽	4,201,000円×基数	4,386,000円×基数

5 BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽、変則浄化槽

人槽区分	通常地域	豪雪地帯
5人槽	489,000円×基数	516,000円×基数
6～7人槽	654,000円×基数	696,000円×基数
8～10人槽	903,000円×基数	963,000円×基数
11～20人槽	1,551,000円×基数	1,650,000円×基数
21～30人槽	2,607,000円×基数	2,736,000円×基数
31～50人槽	3,501,000円×基数	3,660,000円×基数
51人槽	3,906,000円×基数	4,080,000円×基数

	6 既設浄化槽の改築 (1) 災害に伴う改築に要する費用で、環境大臣に協議して承認を得た額 (2) 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築に要する費用で、下記に定める額 (/回) <table><tr><td>ブロワの交換</td><td>21,000円×基数</td></tr><tr><td>水中ポンプの交換</td><td>54,000円×基数</td></tr><tr><td>マンホールの交換（樹脂製）</td><td>14,000円×基数</td></tr><tr><td>マンホールの交換（鉄製）</td><td>60,000円×基数</td></tr><tr><td>躯体・仕切版の補修</td><td>61,000円×基数</td></tr><tr><td>担体の補充補修</td><td>34,000円×基数</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>環境大臣に協議し承認を得た額</td></tr></table> [補助率] 1／3					ブロワの交換	21,000円×基数	水中ポンプの交換	54,000円×基数	マンホールの交換（樹脂製）	14,000円×基数	マンホールの交換（鉄製）	60,000円×基数	躯体・仕切版の補修	61,000円×基数	担体の補充補修	34,000円×基数	上記以外	環境大臣に協議し承認を得た額										
ブロワの交換	21,000円×基数																												
水中ポンプの交換	54,000円×基数																												
マンホールの交換（樹脂製）	14,000円×基数																												
マンホールの交換（鉄製）	60,000円×基数																												
躯体・仕切版の補修	61,000円×基数																												
担体の補充補修	34,000円×基数																												
上記以外	環境大臣に協議し承認を得た額																												
制度創設年度	昭和 63 年度																												
関係省庁名	環境省																												
最近の実績	<table><tr><td>年度</td><td>R01</td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td><td>R05</td></tr><tr><td>実施市町数</td><td>19</td><td>18</td><td>19</td><td>19</td><td>18</td></tr><tr><td>設置基数(基)</td><td>1,044</td><td>884</td><td>881</td><td>786</td><td>665</td></tr><tr><td>補助金(千円)</td><td>110,068</td><td>86,022</td><td>135,610</td><td>143,527</td><td>139,052</td></tr></table>					年度	R01	R02	R03	R04	R05	実施市町数	19	18	19	19	18	設置基数(基)	1,044	884	881	786	665	補助金(千円)	110,068	86,022	135,610	143,527	139,052
年度	R01	R02	R03	R04	R05																								
実施市町数	19	18	19	19	18																								
設置基数(基)	1,044	884	881	786	665																								
補助金(千円)	110,068	86,022	135,610	143,527	139,052																								
問合せ先	環境県民局循環型社会課																												
	Tel	082(513)2957	e-mail	kanjunkan@pref.hiroshima.lg.jp																									